



発行 新潟県
第 40 号
 令和3年5月25日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 685 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 686 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 687 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 688 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退(障害福祉課)
- 689 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 690 保安林の指定解除(治山課)
- 691 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 692 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 693 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 694 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 695 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 696 公共測量の実施通知(監理課)
- 697 道路の区域変更(道路管理課)
- 698 道路の供用開始(道路管理課)
- 699 道路の区域変更(道路管理課)
- 700 道路の供用開始(道路管理課)
- 701 道路の区域変更(道路管理課)
- 702 道路の供用開始(道路管理課)

公安委員会告示

- 59 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)

雑 報

- 一般競争入札の実施(大学・私学振興課)

告 示

◎新潟県告示第685号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
-----	-------	----------------	-------

上越総合病院	上越市大道福田616番地	育成医療・更生医療 (脳神経外科に関する医療)	令和3年5月1日
--------	--------------	----------------------------	----------

◎新潟県告示第686号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
クスリのアオキ本所薬局	見附市本所1丁目3番7号	育成医療・更生医療	令和3年5月1日
アイン薬局 村上店	村上市緑町5丁目8-1-2	育成医療・更生医療	令和3年4月5日

◎新潟県告示第687号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
あい横町調剤薬局	糸魚川市横町2-3-5	育成医療・更生医療	令和3年5月1日
桜本町薬局	上越市本町3丁目1-8	育成医療・更生医療	令和3年5月1日

◎新潟県告示第688号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）は、その指定を辞退する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退の効力発生年月日
有限会社 中村本町薬局	柏崎市東本町1丁目10番8号	育成医療・更生医療	令和3年1月30日

◎新潟県告示第689号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
やまだ薬局	三条市東光寺2626番地1	育成医療・更生医療	令和3年3月31日

◎新潟県告示第690号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県村上市立島字松木平17の5、17の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

◎新潟県告示第691号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、燕市の熊森土地改良区の定款の変更を令和3年5月17日認可した。

令和3年5月25日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の福島江土地改良区の定款の変更を令和3年5月18日認可した。

令和3年5月25日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営上之島地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年5月26日から令和3年6月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
十日町市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第694号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営矢田地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年5月26日から令和3年6月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第695号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和3年5月26日から令和3年6月23日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	上岡	換地計画書の写し	上越市役所及び浦川原区総合事務所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第696号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和3年3月24日から令和3年11月30日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市西区明田～保古野木地内

◎新潟県告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 守門湯之谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市中子沢字休メ木1346番3から	新	6.0～14.8メートル	69.5メートル
同市中子沢字休メ木1346番2まで	旧	6.0～14.8メートル	69.5メートル

◎新潟県告示第698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 守門湯之谷線
- 2 供用開始の区間
魚沼市中子沢字休メ木1346番3から同市中子沢字休メ木1346番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年5月25日

◎新潟県告示第699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市西名新田字松出749番1から	新	19.0～83.0メートル	105.6メートル
同市西名新田字松出745番2まで	旧	17.4～31.0メートル	105.6メートル

◎新潟県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
魚沼市西名新田字松出749番1から同市西名新田字松出745番2まで
- 3 供用開始の期日 令和3年5月25日

◎新潟県告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市苧島字二十苅790番1から	新	5.5～111.3メートル	275.6メートル
同市苧島字宮ノ下820番1まで	旧	4.6～91.0メートル	280.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市苧島字二十苅790番1から	新	5.5～111.3メートル	275.6メートル
同市苧島字宮ノ下820番1まで			

	旧	4.6～91.0メートル	280.6メートル
--	---	--------------	-----------

備考 路線の重用

全区間一般国道403号と重用

◎新潟県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間
十日町市苧島字二十荊790番1から同市苧島字宮ノ下820番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年5月25日

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第59号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

令和3年5月25日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- 2 実施期間及び実施場所
 - (1) 実施期間
令和3年6月30日（水）から同年7月9日（金）までの8日間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I
- 3 受講定員
50人
- 4 受講対象者
次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
 - (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事してい

るもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和3年6月15日(火)及び同月16日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(ア) 4(1)に該当する者

1号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和3年6月22日(火)及び同月23日(水)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)

雑報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、図書館資料移送及び再配架計画作成等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和3年5月25日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若杉 隆平

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

図書館資料移送及び再配架計画作成等業務委託

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別記仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年3月25日（金）

(4) 業務場所

新潟県立大学（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和3年5月25日（火）から令和3年6月7日（月）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問い合わせ先

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学教務学生支援部企画課

電話番号025-368-8224 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年6月14日（月） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学 1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(3) 仕様書記載の納入実績があることを証明した者であること。

(4) 次に掲げる基準を満たす者を本件業務に専任で配置できること。

ア 司書の資格を有する者。

イ 過去5年以内に10万冊以上の配架シミュレーションを3件以上行った実績を有する者。

ウ 過去5年以内に公立図書館又は大学図書館における配架計画作成を含む図書資料移送業務及びICタグ貼付・エンコード処理業務の実績を有する者。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない

い。

ア 提出期限 令和3年6月7日(月) 午後5時15分

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地
新潟県立大学教務学生支援部企画課

ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和3年6月11日(金) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札の方法

(1) 次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。